

金沢美術工芸大学学則

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 1 号

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 目的（第 1 条）

第 2 節 構成（第 2 条—第 6 条）

第 3 節 職員組織等（第 7 条・第 8 条）

第 4 節 教授会（第 9 条）

第 5 節 組織及び運営細目（第 10 条）

第 2 章 学部

第 1 節 収容定員、修業年限及び在学期間（第 11 条—第 13 条）

第 2 節 学年、学期及び休業日（第 14 条—第 16 条）

第 3 節 入学、転学、休学及び退学（第 17 条—第 30 条）

第 4 節 教育課程、履修方法等（第 31 条—第 41 条）

第 5 節 卒業及び学位（第 42 条・第 43 条）

第 6 節 厚生補導（第 44 条・第 45 条）

第 7 節 賞罰（第 46 条・第 47 条）

第 8 節 入学考查料、入学金及び授業料（第 48 条）

第 9 節 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生（第 49 条—第 53 条）

第 10 節 公開講座（第 54 条）

附 則

第 1 章 総則

第 1 節 目的

（目的）

第 1 条 金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）は、広い教養を授け人格の完成に資するとともに、深く専門芸術の理論、技術及びその応用を教授研究し、美術工芸の分野における文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第 2 節 構成

（学部、学科及び専攻）

第 2 条 本学に、美術工芸学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に、次の学科及び専攻を置く。

学科	専攻
美術科	日本画 油画 彫刻 芸術学
デザイン科	ホリスティックデザイン インダストリアルデザイン
工芸科	

（大学院）

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

(研究施設)

第5条 本学に、美術工芸研究所を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

第3節 職員組織等

(職員)

第7条 本学に、学長を置く。

2 本学（大学院を除く。第4項において同じ。）に、次に掲げる職員を置く。

(1) 教授

(2) 准教授

(3) 講師

(4) 助教

(5) 助手

(6) 事務職員

(7) 技術職員

3 附属図書館に館長を、美術工芸研究所に所長を、事務局に長を置く。

4 附属図書館長及び美術工芸研究所長はそれぞれ本学の教授を、事務局長は事務職員をもって充てる。

5 職員の定数及びその職務は、別に定める。

(名誉教授)

第8条 本学は、学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与する。

2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第9条 本学（大学院を除く。次項において同じ。）に、教授会を置く。

2 教授会は、本学の教授をもって組織する。

3 教授会は、必要があると認めるときは、教授会の組織に准教授その他の職員を加えることができる。

4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5節 組織及び運営細目

(組織及び運営細目)

第10条 この章に定める組織及び運営の細目は、別に定める。

第2章 学部

第1節 収容定員、修業年限及び在学期間

(収容定員)

第11条 収容定員は、次のとおりとする。

学科	専攻	入学定員	収容定員
美術科	日本画	15人	60人
	油画	25人	100人
	彫刻	15人	60人
	芸術学	10人	40人
	計	65人	260人
デザイン科	ホリスティックデザイン	40人	160人
	インダストリアルデザイン	20人	80人
	計	60人	240人
工芸科		30人	120人
合計		155人	620人

(修業年限)

第12条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第13条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 開学記念日 11月7日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

- 2 前項第4号の休業日は、別に定める。
- 3 学長は、教授会の議を経て前項に定める休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3節 入学、転学、休学及び退学

第17条 削除

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) その他相当の年齢に達し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学考查料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第21条 入学者の選考は、学力及び実技の試験等により行う。

- 2 前項の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(転入学及び編入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に転入学又は編入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

- (1) 他の大学に在学し、又は卒業した者
- (2) 本学を卒業した者で、履修した学科又は専攻部門以外の学科又は専攻部門に入学を志

望する者

- (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 高等学校の専攻科の課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定による旧制の高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等を卒業又は修了した者

2 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志望する者は、現に在学する大学の学長又は学部長の転入学承認書を添えて願い出なければならない。

(再入学)

第23条 本学を退学した者で、再入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

(転学)

第24条 本学の学生で、他の大学に転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(入学の許可)

第25条 学長は、入学者の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、身元保証書、住民票の写し、その他所定の書類を提出した者については、入学を許可する。ただし、入学金の減免を申請した者については、入学金の未納にかかわらず、入学を許可する。

- 2 入学を許可された者は別に定めるところにより宣誓書を提出しなければならない。
- 3 宣誓書の提出を拒む者に対しては、入学の許可を取り消す。

(休学)

第26条 疾病その他やむを得ない理由により2月以上修学できない者は、学長の許可を受けて、休学することができる。この場合において、疾病のため休学しようとする者は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を超えない範囲内の休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、引き続いて2年を超えることができないものとし、通算して4年を超えることができないものとする。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第28条 休学期間が満了した者で復学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

- 2 休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(願による退学)

第29条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、その学籍を除く。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間が6年を超える者、又は別に定めるところにより成業の見込みがないと認められる者

- (3) 第27条第1項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (4) 授業料の納付を怠り、催告を受けても、なおこれを納付しない者

第4節 教育課程、履修方法等

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目及び単位数)

第31条の2 授業科目は、一般教育科目、専門教育科目、教職に関する科目及び博物館に関する科目に分ける。

- 2 一般教育科目は、教養科目、外国語科目及び保健体育科目に分ける。
- 3 専門教育科目は、基礎科目及び専攻科目に分ける。
- 4 前各項の授業科目及びその単位数は、金沢美術工芸大学履修等に関する規程（平成22年規程第37号。以下「履修規程」という。）に定めるとおりとする。

(教員免許)

第32条 教員の免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより、前条第1項に規定する授業科目のうちから必要とする科目を履修しなければならない。

- 2 本学において取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

学科及び専攻		免許状の種類	免許教科
美術科	日本画 油画 彫刻 芸術学	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術
デザイン科	ホリスティックデザイン インダストリアルデザイン	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術
工芸科		中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術 工芸

(学芸員資格)

第33条 学芸員の資格を取得しようとする学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）の定めるところにより博物館に関する科目を履修しなければならない。

(単位の計算方法)

第34条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、その教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める科目については、20時間又は15時間の授業をもって1単位とすることができます。
- (3) 実習は、40時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業制作及び卒業論文は、これらに必要な学修を考慮して定める単位数とする。

(履修単位)

第35条 学生は、次の表に掲げる科目の区分に応じ、履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、それぞれ次の表に定める単位数以上の単位を修得しなければならない。

学科	専攻	科目	一般教育科目		専門教育科目		計
			教養 科目	外国語 科目	保健体 育科目	基礎 科目	
美術科	日本画	20	8	2	29	65	124
	油画	20	8	2	29	65	124
	彫刻	20	8	2	29	65	124
	芸術学	20	8	2	38	56	124
デザイン科	ホリスティックデザイン	20	8	2	18	76	124
	インダストリアルデザイン	20	8	2	18	76	124
工芸科		20	8	2	20	74	124

- 2 学生は、所属する学科又は専攻以外の学科又は専攻で開設されている授業科目を履修することができる。この場合において、前項に規定する修得しなければならない単位に含めることができる授業科目は、履修規程に定めるとおりとする。
- 3 第32条に規定する教員の免許状を取得しようとする学生は、第1項に定める単位数のほかに、履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 4 第33条に規定する学芸員の資格を取得しようとする学生は、第1項に定める単位数のほかに、履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、31単位以上を修得しなければならない。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

- 2 授業科目の単位は、授業の細目又は学年に応じて、分割認定をすることができる。

(既修得単位の認定)

第37条 大学を卒業し、又は退学して新たに本学に入学した学生の既に履修した授業科目に係る修得した単位については、教育上有益と認めるときは、本学において履修したものとして認定することができる。この場合において、単位の認定は、合計30単位を超えない範囲内で、教授会の議を経て、学長が行うものとする。

(単位互換による単位の認定)

第38条 他の大学等における授業科目の履修に係る単位の修得について定めた他の大学等との間の協定（以下「単位互換協定」という。）に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目に係る修得した単位については、別に定める単位数を限度として本学において修得したものとみなす。

(成績)

第39条 授業科目の履修成績は、S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）及びE（放棄）の評語で表し、C（可）以上を合格とする。

（1年間の授業期間）

第40条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（その他の教育課程及び履修方法等）

第41条 この節に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関する規程は、別に定める。

第5節 卒業及び学位

（卒業）

第42条 4年以上在学し、第35条第1項に定める単位を取得した者については、学長は、教授会の議を経て卒業を認める。

2 学長は卒業を認めた者に、卒業証書を授与する。

（学位の授与）

第43条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学士の学位の授与に関する事項については、別に定める。

第6節 厚生補導

（厚生補導）

第44条 本学は、学生の厚生補導に関し、助言指導を行う。

2 学生の厚生補導に関する規程は、別に定める。

（保健）

第45条 本学は、毎年定期に学生の健康診断を行う。

2 学生の保健に関する規程は、別に定める。

第7節 賞罰

（表彰）

第46条 学長は、学生として表彰に値する行為のあった者があるときは、教授会の議を経て表彰することができる。

（懲戒）

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった学生に対して学長は、教授会の議を経て懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）正当な理由がなくて出席常でない者

（3）本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為のあった者

第8節 入学考查料、入学金及び授業料

（入学考查料、入学金及び授業料）

第48条 入学考查料、入学金及び授業料については、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程（平成22年規程第56号）の定めるところによる。

第9節 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本学において1科目又は数科目を選んで履修することを願い出るものがあるときは、当該学科の教育に妨げのない限り選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第36条の規定に基づき単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第50条 単位互換協定に基づき、本学において1科目又は数科目を選んで履修することを願い出る者があるときは、当該学科の教育に妨げのない限り、選考のうえ特別聴講学生として入学を許可することができる。

(委託生)

第51条 公の機関又は団体等が1年以上を在学期間として、その所属員の教育の委託を願い出たときは、当該学科の教育に妨げのない限り、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ入学を許可することがある。

(科目等履修生等に関する規程)

第53条 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第10節 公開講座

(公開講座)

第54条 社会の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する事項は、その都度定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る収容定員、授業科目及びその単位数並びに履修単位等については、第11条、第35条第1項及び別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る収容定員、授業科目及びその単位数並びに履修単位等については、第11条、第35条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修成績については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る専攻、収容定員、授業科目および履修単位については、第2条、第11条、第32条及び第35条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第35条の規定にかかわらず、令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る履修単位数については、なお従前の例による。